

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第962号 平成27年7月10日

霧に埋もれる

「大阪市ヘイトスピーチ条例案」の行方

民族差別を煽るヘイトスピーチの抑止を目指して市が提案していた「大阪市ヘイトスピーチの対処に関する条例案」は市議会で継続審議となり、判断は9月議会に持ち越される形となりました。

もしも、この条例が成立していれば、全国初となるどころでした。

継続審議となった背景は、「表現の自由」との関わりから更に審議を尽くす必要があると判断したためとされています。

私は、団体等によるヘイトスピーチの場面に出くわした事はありませんが、テレビ等の報道で見る限り、特定の民族等への悪意に満ちたヘイトスピーチの酷さには、嫌悪感を覚えますし、こうした事を放置しては国の信用にも関わらないかと懸念されます。

昨年の9月26日、国連人種差別撤廃委員会は、日本のヘイトスピーチの現状に関して次のような趣旨の見解を示し、政府に対して所要の措置を求めています（外務省資料から）。

- ・外国人やマイノリティ、取り分け韓国・朝鮮人に対し右翼運動や団体により差し迫った暴力や扇動を含めたヘイトスピーチの広がりを懸念する。
- ・これらの行動が必ずしも適切に捜査及び起訴されていない事に懸念する。

こうした国連人種差別撤廃委員会の見解に対して、政府としても検討を進めて行く必要がありますが、こうした中で、大阪市がヘイトスピーチを規制するための条例案を議会に提案したというのは、画期的だと思います。

ただ、ヘイトスピーチを規制するとはいっても、これを実際に法的に整備しようとすれば、

- ・規制の対象とするヘイトスピーチの定義をどうするか
- ・条例を制定したとして、果たして実効性を期す事が出来るか

という、結構難しい問題が横たわっています。

まず、規制の対象とするヘイトスピーチの範囲については、範囲を広げ過ぎれば憲法で保障されている「表現の自由」に抵触する事になりかねません。その意味では、慎重を期す必要があります。

この点について大阪市の条例案では、規制の対象となるヘイトスピーチとして目的や表現内容等に応じて次のように定義しています。

(1) ヘイトスピーチの目的

- ・ 人種又は民族に係る属性を有する個人や集団（特定人等）を社会から排除する事
- ・ 特定人等の権利又は自由を排除する事
- ・ 特定人等に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力を煽る事

(2) 表現の内容又は表現の態様

- ・ 特定人等を相当程度侮辱し又は誹謗中傷するものである事
- ・ 特定人等に脅威を感じさせるものである事

さて、皆さんは、この定義で規制の対象となるヘイトスピーチをイメージする事が出来るでしょうか。私は、非常に難しいと思います。

ですから、条例案では、ヘイトスピーチに該当するか否かは学識経験者で構成される審査会の意見を聴くとしているのですが、判断に当たって客観的な物差しがある訳ではありませんから、どういう判断であれ、当事者を納得させる事は難しいと思われま

す。また、市の条例案は、マイノリティである特定の民族や国籍の人々に対するヘイトスピーチを想定していると思われま

すが、仮に、彼等マイノリティの側が日本人や日本国に対してヘイトスピーチを行った場合は、本条例案の対象になるのでしょうか。その判断は、審査会の判断に委ねられる事になるのかも知れま

せん。次に、条例によって実効性のあるヘイトスピーチの規制が可能かを考えてみましょう。

条例案では、罰則の規定はありません。「表現の自由」という憲法判断との関わりもあり、罰則を設ける事に慎重だったのだと思います。

条例案では、学識者の審査会による調査で問題行為と認定されれば、ヘイトスピーチを行った者の氏名や団体名を市のホームページで公表するとしています

が、ペナルティとしては十分とはいえないでしょう。このため、条例では、被害者が訴訟を起こす場合は訴訟費用を貸付ける等訴訟等に必要な支援を行うとしています。

なお、貸付けた訴訟費用は、訴訟が終了後速やかに返還する事を求めています

が、市長は「特別の理由があると認める時は、その全部又は一部の返還を免除する事が出来る」としています。しかし、こうなると、自分は誹謗中傷されていると主張すれば市の財政支援を受けて訴訟が出来るという事でもありますので、市長の姿勢次第では、訴訟の乱発という事態も招きかねません。

このように見て来ると、ヘイトスピーチの規制というのは、一筋縄では行きそう

もありません。これを、一自治体の条例で対処する事自体に無理があるように感じますので、国において、早急に法整備を進める必要があると思います。

(塾頭 吉田洋一)